

●学術研究団体等調査分析官の設置に関する訓令

（平成21年6月23日
内閣府訓令第29号）

（設置）

第1条 日本学術会議事務局企画課に、学術研究団体等調査分析官を置く。

（任務）

第2条 学術研究団体等調査分析官は、日本学術会議事務局企画課の所掌事務のうち科学に関する重要事項の調査として、高度の専門的な知識経験に基づき、学術研究団体等の機能強化に資する調査、分析等を行うことにより、もって科学に関する研究の能率向上に係る施策の企画及び立案の支援を行う。

附 則

この訓令は、平成21年7月1日から施行する。